

認定工場各位

「冷凍食品認定制度」の認定項目追加等に関する扱いについて

平成22年 5月24日
社団法人日本冷凍食品協会

「冷凍食品認定制度」により認定された工場において、認定調査時に認定を受けなかった品目の追加認定を受けたい場合、並びに認定調査時に認定を受けなかった範囲（ラインや工場棟）で認定証票付きの製品を製造する場合の扱いについてお知らせ致します。

認定に際し申請された申請書の内容が変更される場合は、様式7の「冷凍食品製造工場認定申請書記載事項の変更届」に変更内容を記入の上、(社)日本冷凍食品協会に3部提出頂くことになっております。

しかし下記の二つのケースについて、現在の規定では必要な手続きを明記しておりません。今後これらの場合には、追加希望の内容を確認するために事前に申請を行って頂き、(別紙)「冷凍食品認定制度」における追加等の認定に関する手順”による追加の調査並びに認定を受けて頂きます様お願い致します。

① 追加認定

申請時に様式1.2に記載頂く冷凍食品の種類以外に新たにその品目を増やしたい場合。

② 範囲の変更又は拡大認定

様式1.5で提出頂く工場の図面で認定対象となっている範囲を変更して、又は追加して新たな場所（工場棟やライン）で認定証票付き製品を製造したい場合。

(注) 上記の手続きを経ずに、認定証票付きの製品を製造し販売した場合は、「冷凍食品製造工場認定要領」第7条に相当するものとして、認定を取消すことも有りますので、ご注意ください。

以上